

# 国民健康保険 資格取得(適用開始)届 (郵送による手続き)

(提出先) 横芝光町長		届出年月日	年 月 日	
届出人氏名			世帯主との続柄( )	
住 所	横芝光町			
電話番号	— —			
取得(適用開始)する方	氏 名	性別	生 年 月 日	世帯主との続柄
	1	男・女	年 月 日	
	2	男・女	年 月 日	
	3	男・女	年 月 日	
	4	男・女	年 月 日	
	5	男・女	年 月 日	
	6	男・女	年 月 日	

※健康保険資格喪失証明書のコピーを添付してください。

**社会保険(職場の健康保険、共済保険等)を喪失した場合、国民健康保険の資格取得(適用開始)届出が必要です。  
平日に役場に来庁できない方は、郵送による手続きができますので、ご利用ください。**

## 1. 手続きの方法

- ① 裏面の「資格取得(適用開始)届(郵送による手続き)」の太枠内を全て記入してください。
- ② 健康保険資格喪失証明書のコピーを同封してください。

**※健康保険資格喪失証明書のコピーがないと受付できません。ご注意ください。**

- ③ 資格取得(適用開始)届、健康保険資格喪失証明書のコピーを下記宛てに郵送してください。

(送付先、問い合わせ)

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902

横芝光町役場 住民課 国保年金班 国民健康保険資格担当

電話 0479-84-1214(直通)

※郵送料、コピー代は届出人負担となります。

※郵送は普通郵便、書留郵便を問いませんが、簡易書留を推奨します。

- ④ 保険証については、資格取得処理終了後、簡易書留郵便で世帯主へお送りいたします。

## 2. 国民健康保険税について

取得(適用開始)届を受付後、資格取得処理をし、国民健康保険税の通知書を送付します。通知書は、取得(適用開始)届を受付した月の翌月中旬に、役場税務課より送付します。

国民健康保険税については、税務課(電話0479-84-1212)へお問い合わせください。

## 3. 子ども医療費助成受給券をお持ちの方へ

子ども医療費助成受給券は、そのまま使用できますが、別紙「子ども医療費助成受給券変更申請書」の「申請者(保護者)」「子ども」欄に記入し、郵送してください。